

論点整理

第 1 利用制限関係

1 個人番号の利用目的の特定・通知等の程度

Q 個人番号の利用目的について、どの程度まで特定・通知等を行う必要があるのか。

A 利用目的の特定・通知等を行うに当たっては、当該個人番号の本人にとって、当該個人番号がどのような利用目的で利用されるのかが一般的かつ合理的に予想できる程度にまで明確にすることが求められると解されます。

個人番号関係事務であれば、例えば、「本件雇用契約に基づく給与所得の源泉徴収票作成事務のため」、「本件雇用契約に基づく健康保険・厚生年金保険の加入等事務のため」程度には明確にしておく必要があると解されます。

ガイドラインに上記のルールを明示するとともに、基本的な事例を追加、その他の事例については必要に応じQ & Aに記載

2 個人番号の利用目的の変更、再提供の求め

Q 個人番号を適法に取得し、保管している場合であっても、各事務を行うごとに改めて個人番号の提供を求めなければならないのか。

A 当初特定した個人番号の利用目的と合理的な関連性が認められる範囲であれば、適法に保管している個人番号について、利用目的の変更及び本人への通知等を行った上で、利用することが可能と解されます。ただし、当初の利用目的と合理的な関連性が認められない場合には、改めて個人番号を取得する必要があります。

例えば、次のような場合は、当初の利用目的と合理的な関連性が認められますので、適法に保管している個人番号について、その利用目的の変更及び本人への通知等を行うことで、後の契約に関する支払調書作成事務等のために利用することができると解されます。

- (1) 保険契約の更新等の場合に、前の保険契約に基づく保険金支払に関する支払調書作成事務のために取得した個人番号を、後の保険契約に基づく保険金支払に関する支払調書作成事務のために用いる場合
- (2) 退職者を再雇用し、前の雇用契約に基づく給与所得の源泉徴収票作成

事務及び健康保険・厚生年金保険届出事務のために取得した個人番号を、後の雇用契約に基づく給与所得の源泉徴収票作成事務及び健康保険・厚生年金保険届出事務のために用いる場合

一方、給与所得の源泉徴収票作成事務のために利用する目的で取得した個人番号を、健康保険・厚生年金保険届出事務のために利用するのは、当初の利用目的と合理的な関連性があるとは認められませんので、改めて個人番号を取得する必要があります。

ガイドラインの記載を上記の趣旨で修正するとともに、主要な事例を追加、その他の事例については必要に応じQ & Aに記載

第2 提供制限関係

1 個人番号の提供を求めることができる時期

Q 個人番号の提供を求めることができる時期はいつか。

A 個人番号を利用する事務が発生した時点で取得するのが原則ですが、本人と事業者との間の契約等の法的関係から、将来、事務が発生することが予想される場合であれば、契約時点など事務の発生が予想できた時点で個人番号を取得することができると解されます。

例えば、雇用契約であれば、契約を締結した時点で、将来、給与所得の源泉徴収票作成事務や健康保険・厚生年金保険届出事務など個人番号を利用する事務の発生が予想されるので、契約を締結した時点で従業員等から個人番号を取得することができます。また、保険契約であれば、契約を締結した時点で、将来の保険金の支払に伴い支払調書作成事務の発生が予想される契約内容の場合は、契約を締結した時点で契約者から個人番号を取得することができます。

ガイドラインに上記ルールを明示するとともに、主要な事例を修正、その他の事例については必要に応じQ & Aに記載

2 個人番号の共同利用

Q グループ企業において、企業内の会社の従業員等全員の人事情報を記録する共有データベースを構築している場合、そこに個人番号を記録することは可能か。

A 例えば、共有データベース中の当該従業員等が現在就業している会社のファイルにのみその個人番号を登録し、グループ内の他の会社が当該

個人番号を参照できないようなシステムを採用していれば、共有データベースに個人番号を記録することができると解されます。

Q グループ企業間では従業員等が相互に異動することが多く、異動するたびに個人番号を改めて取得するとなると事務が非常に煩雑となることから、最初に個人番号を取得した会社から、従業員等の人事情報と共に個人番号を引き継ぐことは可能か。

A グループ企業内の会社といえども相互に別法人である以上、出向等が行われた場合には、出向先の会社は出向者の個人番号を出向者から新たに本人確認の上取得しなければなりません。このような場合、事務を簡素化するため、例えば、本人を介在させることなくその異動に合わせて共有データベース内で自動的にアクセス制限を解除するなどして出向元の会社のファイルから出向先の会社のファイルに個人番号を移動させるスキームが考えられますが、このようなスキームは提供制限に違反することになります。

一方、例えば、共有データベースに記録された個人番号を出向者の意思に基づく操作により出向先に移動させるというスキームを構築すれば、本人が新たに個人番号を出向先に提供したものとみなされ、提供制限には違反しないと解されます。なお、この場合には、不適切な個人番号の提供が行われないよう、本人のアクセス及び識別について安全管理措置を講じる必要があります。

また、本人確認については、番号法施行規則第4条に従って手続を整備しておけば、本人確認に係る事務を効率的に行うことが可能と解されます。

ガイドラインの該当箇所に事例として追加

3 個人番号の廃棄の時期

Q いつの時点で個人番号を廃棄しなければならないのか。

A 個人番号は、番号法で限定的に明記された事務を処理するために収集・保管されるものですから、それらの事務を行う必要がある限り個人番号を保管し続けることができ、また、個人番号が記載された書類等についても、所管法令によって一定期間保存を義務付けられているものについては、その期間中、保管することができます。

廃棄が必要となるのは、個人番号を利用する事務を処理する必要がなく、また、所管の法令において定められている保存期間を経過した場合となります。

ガイドラインの記載を修正するとともに、事例を修正